



## Japan O'pen Skiff Cup 2020

### (兼 World O'pen Cup 2020 代表選考レース)

主 催 : 日本オープンスキフクラス協会 (Japan O'pen Skiff Class Association)  
後 援 : NPO 法人兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会  
協 力 : 株式会社ウインドワード  
協 賛 : 株JIB  
大会期日 : 第1戦シリーズ 2020年2月22日(土)~2月24日(月)  
          第2戦シリーズ 2020年3月28日(土)~29日(日)  
          第3戦シリーズ 2020年4月4日(土)~4月5日(日)  
開催場所 : 兵庫県西宮市(ウインドワードオーシャンクラブ)

### 《 共 通 帆 走 指 示 書 》

#### 1. 適用規則

本大会は、次の優先順位に従い下記の規則を適用する。

- 1.1 セーリング競技規則2017-2020(以下 RRS という)に定義された規則を適用する。ただし、下記で修正・追加したものは除く。
- 1.2 最新の O'pen Skiff クラス規則を適用する。
- 1.3 RRS86.2 の下で World Sailing によって承認された O'pen Skiff Addendum に従って全てのレースが水上での審判により行われる。ただし、この Addendum は、アンパイアが海上でインシデントを見ることができなかった場合に、レース後にプロテスト委員会による判決ができるように修正される。修正された Addendum は帆走指示書 J に記載する。この帆走指示書 J は RRS を変更することがある。これは RRS86.1(b)を変更している(帆走指示書 J 参照)。
- 1.4 RRS 付則 P におけるペナルティー・システムは適用されない。どのような RRS 42 ペナルティー違反もアンパイアによって赤色旗で信号が発せられる。RRS 42 の違反のペナルティーは、艇がその大会で受けたペナルティーの数とは関わりなく、1 回転ペナルティーである。
- 1.5 レース公示と帆走指示書の間に食い違い乃至矛盾が生じた場合、本帆走指示書が優先する。この項は RRS 63.7 を変更している。
- 1.6 本大会において適用するすべての規則において、次の通りとする。
  - 1.6.1 [DP]: プロテスト委員会(またはアンパイア)の裁量でペナルティーが決定され、失格よりも軽減することができることを意味する。
  - 1.6.2 [NP]: この規則の違反は、艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。この項は RRS 60.1(a)を変更している。

※上記の 1-2)項のクラス規則および 1-3)項の規則は、大会に先立ち日本オープンスキフクラス協会のサイト <http://jobca.net/> からダウンロードできる。ダウンロードができない場合は、申し出により協会からコピーを送付する。

#### 2. 競技者への通告

競技者への通告は、大会本部に設置された公式掲示板に掲示する。大会付属文書は、あらゆる通告および文書の変更に関する催告となるものである。変更を通知しないことは、抗議の根拠とはならない。

### 3. 帆走指示書の変更

- 3.1 帆走指示書(以下 SI と略す)の変更は、それが発効するレースの予定された予告信号の少なくとも 90 分前に掲示する。ただしその日の最初のレース日程の変更は、それが発効する前日の 20:00 までに掲示する。
- 3.2 海上において SI を変更する場合がある。この場合は RC 信号艇に音響 1 声と共に L 旗を掲揚し、口頭および/または掲示板にて伝達する。RC は指示が伝わる努力をするが、いかなる指示も、それが伝わるか否かは各艇の責任である。この項は RRS 90.2(c)を変更している。

### 4. [DP][NP]チャーター艇

- 4.1 チャーター艇が準備される。競技者は、次のことを除き、どのような方法であっても、改造してはならず、また改造するような原因を作ってはならない。
  - (a) 糸を含む風向計を艇のどこにでも結びつけたり、テープで貼り付けたりしてもよい。
  - (b) 艇体、センターボードおよびラダーを水のみで洗ってよい。
  - (c) 接着テープを喫水線より上のどこにでも用いてよい。
  - (d) クラス規則に従っている限り、調整できるように作られた全ての艀装品または装備を調整してよい。
- 4.2 帆走のために艇と共に準備された全ての装備は、海上にいる間、艇内になければならない。
- 4.3 ハルおよびデッキに直接パーマナント・インクでマーキングしてはならない。
- 4.4 艇は、準備された状態に樹脂・油脂やポリマーのような物質を塗布してはならない。
- 4.5 上記の指示に1つでも従わない場合のペナルティーは、指示に違反して帆走した全てのレースで失格とする場合もある。
- 4.6 競技者は、わずかであったとしても、装備の損傷または紛失を、損傷または紛失後の最初の妥当な機会に、RC に報告しなければならない。この指示違反のペナルティーは、競技者がこれに従うために明らかな努力をしたとアンパイア乃至ジュリーが納得した場合を除き、直前のレースを失格とする。
- 4.7 艇または/および装備が損傷した場合の修理費用は競技者が負担しなければならない。
- 4.8 装備を紛失した場合、競技者はその新たな取得のための実費を負担しなければならない。
- 4.9 本 SI の#4.7 および#4.8 に関して、RC およびアンパイアは、その損傷が競技者の過失ではなく、また同じ状況で相当有能な乗員でも損傷を避けることができなかつたであろうと判断した場合、できる限り公平な決定を行う。この決定には、順位および得点の変更を含む。
- 4.10 競技者は、出艇・離岸・着岸に際しては、艇を抱え、引きずることなく船底の損傷等のないよう、選手同士互いの扶助、協力者・支援者の援助により、互いに他艇を援けるよう努めなければならない。

### 5. 陸上で発する信号

- 5.1 陸上で発する信号は、大会本部のポールに掲揚する。
- 5.2 信号が Division 旗の上に表示されているときは、その Division のみに信号を適用する。
- 5.3 [NP][DP]Division 旗が陸上で掲揚されたときは、その Division の競技者は海上に出ることができる。Division 旗が掲揚されていない場合、競技者は海上に出るはならない。

### 6. レース日程とレース・フォーマット

- 6.1 毎日のレース日程と最初のレースのための予告信号の予定時刻は公式掲示板に掲示する。
- 6.2 1日に行うレース数は最大6レースとする。
- 6.3 基本的にはすべてのディヴィジョンは一緒にレース帆走する。レース予告信号前に Division 旗を掲揚した場合、当該 Division のみのレースとする。
- 6.4 1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する最低 2 分前に、連続音響を発することがある。
- 6.5 RC は、天候、時間の制約、その他関連する諸要因を考慮した妥当な時点で、いつでもシリーズを打ち切ることがある。
- 6.6 各シリーズの最終日は 14:30 より後のスタート予告信号は発しない。

### 7. クラス旗

- 7.1 クラス旗は、O' pen Skiff 旗を用いる。
- 7.2 Division/旗は、以下の通りである。

Division	旗
Under13	O' のロゴの入った青色旗
Under17	O' のロゴの入った黄色旗

### 8. レース・エリア

- 8.1 付録 A 図(大会会場およびレース・エリア)にレース・エリアの位置を示す。

8.2 コース・エリアは、スタート・ライン、フィニッシュ・ライン、およびそれらの延長戦を含め、コースの外側 50 メートルを延長したエリアとして定める。艇は通常その中のレース・コースを帆走する。

## 9. コースとフリー・スタイル動作

### 9.1 コース

付録 B 図(コース図)は、レグ間のおおよその角度、通過するマークの順序、および各マークを左右のいずれに見て通過するかを含むコースを示す。

### 9.2 フリー・スタイル動作

- ・360° 回転: 同じ方向にタックとジャイブ(またはジャイブとタック)を含む一回転
- ・沈(Capsizing): セールのトップが水に触れるまで艇を「沈」させる。
- ・上記の各動作は、指定されたレグにおいて行うものとし、レグの始まりから終わりまでのいずれの場所で行っても良い。
- ・立ち乗り: レグの始まりからレグの終わりまでの二つのブイの間を立った状態で帆走する。その際、パンピング、ロッキング、スカーリングを行っても良い。

9.3 異なる場所を結ぶ Adventure races(冒険レース)を行うこともある。

9.4 フリー・スタイル動作を行うレグおよび Adventure races(冒険レース)については、艇長会議の際に説明指示するとともに公式掲示板に掲示する。

9.5 冒険レースを除く各レースの所要時間は、フリートの中間艇が20-25分でフィニッシュすることを目標とする。

9.6 RC は O 旗「オスカー」を掲揚することにより、パンピング/ロッキング/ウーチングが許可されるという信号を発することができる。これは RRS44.2(a)、(b)、(c)を変更している。O 旗が掲揚されていないレースではパンピング/ロッキング/ウーチングは許可されない。スカーリングはフリー・スタイル動作の立ち乗り以外では常に禁止である。O 旗の掲揚は反復音響信号とともに予告信号前遅くとも 2 分前までに行われ RC の裁量である。この項は RRS 付則 P5 を変更している。

9.7 RC は、スタート後のコースの短縮およびコースの次のレグの変更は行わない。風軸の大きな変化および風速の減少によっては、レースを中止することがある。

## 10. マーク

10.1 回航マークはピンク色の直径 15 センチ・高さ 90 センチの円筒形ブイおよびオレンジ色球形ブイである。

10.2 スタート・マークは、スターボードの端にあるオレンジ色旗を掲げた RC 信号艇とポートの端にあるオレンジ色の直径 30 センチの球形ブイである。

10.3 フィニッシュ・マークは、スターボードの端にある青色旗を掲げた RC 信号艇とポートの端にある黄色の直径 20 センチの球形ブイである。

## 11. スタート

11.1 レースは、RRS 26(レースのスタート)に従いスタートする。

11.2 スタート・ラインは、スターボードの端にあるスタート・マーク上にオレンジ色旗を掲揚しているポールとポートの端にあるスタート・マークのコース側の間とする。

11.3 スタート信号の 3 分より後にスタートする艇は審問なしに「スタートしなかった(DNS)」と記録する。この項は RRS A4 と A5 を変更している。

## 12. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、青色旗を掲揚したフィニッシュ・マーク上にオレンジ色旗を掲揚しているポールとポートの端にあるフィニッシュ・マークのコース側の間とする。

## 13. タイム・リミットとターゲット・タイム

13.1 それぞれの Division または全体の先頭艇フィニッシュから 10 分以内にフィニッシュできなかった艇は、UFD、BFD、OCS、RET、DNE または RDG を記録したものを除いて DNF と記録する。この項は RRS 35、A4、および A5 を変更している。

13.2 最初にフィニッシュする艇のターゲット・タイムは 50 分である。ターゲット・タイム通りとならなくても、救済の根拠とはならない。これは RRS62.1(a)を変更している。

13.3 各レースの先頭艇が最初のマークに到達するまでのターゲット・タイムは 15 分である。

13.4 前項のターゲット・タイムを超えた場合、レースを中止することがある。

## 14. 制限区域および障害物

レース・エリアの制限区域および障害物は、公式掲示板および艇長会議で指示する。

## 15. ペナルティー・システム

- 15.1 RRS44.1 および 44.2 を 1 回のタックと 1 回のジャイブを含む 1 回転ペナルティーに変更する。
- 15.2 RRS44.1 は次のように変更する。
- 44.1 ペナルティーの履行
- (a) 艇はレース中に第 2 章の規則または RRS31 に違反した場合 1 回転ペナルティーを履行することができる。
- (b) 但し、艇がその違反により相手に傷害や重大な損傷を与えた場合またはそのレースやシリーズにおいて明らかに有利となった場合には、その艇のペナルティーはリタイアすることではない。
- 15.3 RRS44.2 は次のように変更する。
- 44.2 1 回転ペナルティー
- 艇は、インシデントの後できるだけ早く他艇から十分離れた後、1 回のタックと 1 回のジャイブを含む回転を、同一方向に速やかに行うことにより、「1 回転ペナルティー」を履行したこととする。但し、風上マークのゾーン内でのペナルティーはその後のダウンウィンド・レグで速やかに履行することができる。艇がフィニッシュ・ラインまたはその付近でペナルティーを履行する場合、フィニッシュする前にフィニッシュ・ラインのコースサイドまで完全に帆走しなければならない。
- 15.4 RRS 付則 P が帆走指示書 J1.2(i)により変更されて適用される。(帆走指示書 J 参照)
- 15.5 オン・ザ・ウオーター・アンパイアは“ペナルティー旗(赤色旗)”を採用する。
- 15.6 [DP] 規則に違反したと現認された艇は、セール番号を特定され、ペナルティー旗をアンパイアにより示される。そして特定された艇はできるだけ早く他艇から十分に離れたのち、1 回の 360° 回転(どんな順序でも 1 回のタックとジャイブ)を含むペナルティー回転を行わなければならない。最初の安全な機会に、このペナルティーを履行しなかった場合はそのレースで失格となる。
- 15.7 [DP] RRS 第 2 章、第 3 章、および第 4 章の基本的な規則の繰り返しの違反、またはアンパイアに“危険”とみなされる帆走は、アンパイアから黒色旗を示され大会から排除される結果となることもある。
- 15.8 もしルールについてははっきりとわからないか、説明してもらい必要がある場合、競技者は、実際のレースが進行している外側でいつでも、アンパイアに近づいてもよい。アンパイアの判決は最終である。
- 15.9 真に公正な競技精神のもとに、競技者は自身でセーリングを制御することを求められている。すなわち、もしこの簡単な規則の一つに違反したとわかったならば、そのときは違反がアンパイア・ポートに見られたかどうかに関係なく、1 回のペナルティー回転をするのがよい。
- 15.10 本項は、RRS 44、60.1、63.1 および RRS 付属文書 Q (アンパイア制フリート・レース) をオープンスキフクラスのために変更修正し、WS が認めた付属文書を変更している。帆走指示書 J 参照。

## 16. 抗議と救済要求

- 16.1 (a) 本帆走指示書 1.3 に従って、レースは O' pen Skiff Addendum に基づくアンパイア制の下で行う。
- (b) アンパイア制については、WS Addendum Q を修正した O' pen Skiff Addendum をさらに修正し、アンパイアがインシデントを海上で視認できなかった場合に、プロテスト委員会がレース終了後に判決を行えるものとする。これは帆走指示書 J として全文を本 SI に記載する。
- (c) アンパイアが海上でインシデントを見ることができなかった場合、またはアンパイアによる判定の信号が発せられなかった場合、フィニッシュ後フィニッシュ・ライン近くのコースの外側において、B 旗の掲揚前または掲揚中に RC フィニッシュ艇に対し、競技者は声を掛ける(通知することにより抗議をすることができる。さらに抗議者は指示 16.3 に規定された締切時間内に抗議または救済要求を提出しなければならない。抗議艇はフィニッシュ直後、RC フィニッシュ艇に通知しない限り、抗議は無効である。唯一の例外はインシデントによりリタイアせざるを得なかった艇である。これは RRS63.1 を変更している。
- 16.2 抗議書は大会本部で入手できる。抗議、および救済または審問再開の要求は、適切な締切時間内に大会事務局に提出されなければならない。
- 16.3 抗議締切時刻はその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、または RC が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分以内とする。
- 16.4 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に、審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後 15 分以内に審問開始予定時間を公式掲示板に掲示する。
- 16.5 RC、テクニカル委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告は、RRS61.1(b) に基づき公式掲示板に掲示する。
- 16.6 [DP] レース公示の規則、クラス規則、RRS 付則 G の規則および RRS77 の違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が裁量により失格より軽減することができる。
- 16.7 [DP] RRS 第 2 章、RRS31 の規則違反については、プロテスト委員会の裁量により、失格より軽減することができる。
- 16.8 各シリーズ・レースの最終日、審問再開の要求は、次の時間内に提出されなければならない。
- (a) 要求する当事者が前日に判決を通告された場合、抗議締切時間内。

(b) 要求する当事者がその当日に判決を通告された後、20分以内。

この項は、RRS66を変更している。

- 16.9 各シリーズ・レースの最終日、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から20分以内に提出されなければならない。これはRRS62.2を変更している。
- 16.10 支援艇および/またはコーチボートによるビデオ及び写真はプロテストの証拠として用いてはならない。これはRRS 63.6 を変更している。
- 16.11 [DP] [NP] B 旗を掲揚した RC フィニッシュ艇にリタイアを通知できなかった艇は、その日の最終レースにおける最終艇がフィニッシュした後、または RC が「AP/A」もしくは「N/A」の信号を発した後の、どちらか遅い方から 60 分以内にレース・オフィスでリタイア申告書に記入しなければならない。

## 17. 得点

- 17.1 各シリーズが成立するためには、3 レースを完了することを必要とする。
- 17.2 RRS 付則 A の低得点方式を適用し、レースをフィニッシュしたそれぞれの艇には、フィニッシュ順位に等しい得点を記録する。
- 17.3 艇の得点は、各シリーズの完了レース数が5レース未満の場合には得点を除外することなく、レース数が5~8 レースの場合には艇の最も悪い得点を除外したレース得点の合計を、9レース以上完了した場合、もっとも悪い方から二つの得点を除外したレース得点の合計とする。この項は RRS A2 を変更している。
- 17.4 掲示されたレースまたはシリーズの結果に誤りの疑いがある場合、その訂正を求めるために、艇はレース・オフィスで入手可能な得点照会書に記入しなければならない。ただし成績表が 18 時以降に公表されている場合、翌日の 9 時まで提出しなければならない。

## 18. [DP] 装備の交換

損傷または紛失した装備の交換は、RC の承認なしでは許可しない。交換の要請は、最初の適当な機会に RC に行わなければならない。水上での要請後並びに水上で交換ができない場合を含む陸上での要請には、レース・オフィスで入手できる交換要請のための用紙に記入し、その日のレース終了後提出するものとする。水上での要請は先ず口頭で行うものとする。

## 19. [DP] 装備のチェック

艇または装備品はクラス規則および SI の遵守のために、いつでも検査することができる。水上で艇は、検査のために指定された場所に直ちに向かうことをテクニカル・インスペクターから指示されることがある。

## 20. [DP] [NP] 安全規定

- 20.1 すべての競技者は、ビーチから出る前にクラブハウスの下の階にあるサインボードに、あなたの ID カードを置いて、サインオン(出艇申告)をしなければならない。あなたがビーチに戻ったときには、自分の ID カードを取り、それを身に着けなければならない。そうすることにより、主催者および RC はあなたが無事に陸上に戻っていることを確認できます。
- 20.2 フィニッシュ前にレースを離れる競技者は、できるだけ早く RC (RC ボートまたはレスキューボート) 乃至アンパイア・ボートに伝えなければならない。これが不可能な場合、競技者はレース・オフィスに伝えなければならない。
- 20.3 海上にいる間、競技者および支援艇に乗船している者は衣服の着替えのための短時間を除いて個人用浮揚用具(ライフジャケット)を着用しなければならない。この項は RRS 第 4 章前文および 40 を変更している。個人用浮揚用具は、最低基準 EN393:1995(CE50Newtons)、USCG Type III、AUS PFD 1、または同等のものでなければならない。
- 20.4 RC および/またはアンパイアは、レース艇が帆走不能もしくは危険な状態にあると判断した場合には、艇(競技者)にリタイアを命ずることができ、強制救助を行うこともできる。この措置に対しては、艇による救済要求の根拠にはならない。この項は RRS4 および 62.1(a)を変更している。
- 20.5 艇(競技者)は、救助を求めるときには、手のひらを大きく広げ、さらに腕を頭上に上げ大きく左右に繰り返し振るること。
- 20.6 RC 信号艇に N/H 旗、N/A 旗、AP/H 旗または AP/A 旗が掲げられたときには、速やかにハーバーに帰ること。
- 20.7 地震が発生したときには、本 SI#20.6 に関わらず、近くの海岸陸上に避難し、その後必要なら高所に避難すること。自然災害の際の、「自分の命は自分で守る」という原則を覚えておいてください。
- 20.8 主催団体は競技者にビブ(ビブス、識別用ベスト)の着用を指示することがある。その場合、ビブは主催団体が提供する。この場合、各選手のビブの番号は大会期間中を通じ同一である。また、ビブ(ス)が支給されていた場合、全レース終了時に、主催者受付に返却しなければならない。
- 20.9 近年のワールドにおいては、ヘルメットの着用を義務付けています。本大会においても、これの着用を妨げませんし、むしろ勧めます。(参考:2019ワールド公示第 11.2 項; 競技者は、衣服を交換している間の短時間を除いて、海上にいる間は EN1385 または EN1077 の最低基準に従ったヘルメットを着用しなければなりません。) また

ヘルメットを着用していないときの身体への傷害等は自己責任である。

## 21. 運営艇

運営艇の標識は、以下の通りとする。

- ・ RC の艇は、JSAF の環境キャンペーン旗
- ・ レスキュー艇は、S 旗
- ・ アンパイア・ボートは、J 旗

## 22. [DP] [NP] 支援艇

- 22.1 支援艇は、「レース申告受付所(大会受付)」で入手できる「支援艇許可申請書」に記入のうえ、大会受付時に「RC 事務局」に提出し許可を受けること。
- 22.2 出艇から帰着するまでの間、「白色旗」を明確に掲揚しなければならない。「白色旗」はレース委員会事務局で用意する。大会終了後、返却しなければならない。
- 22.3 支援艇の出艇および帰着申告は署名方式で行う。署名用紙は「レース申告受付所(大会受付)」に用意される。支援艇の出艇申告は、艇長会議終了後に受け付ける。支援艇の帰着申告は、その日の最終レースの終了後、または RC が、「本日これ以上レースを行わない」という信号を発した後、どちらか遅い方から60分までとする。
- 22.4 支援艇は、艇の帆走およびすべての運営艇の運航を妨げてはならない。また、最初にスタートする予告信号時刻からすべての艇がフィニッシュするかもしくはリタイアするか、または RC が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発した後2分間までは、艇がレースをしているエリア(レイライン、スタート/フィニッシュ・マーク~少なくとも50メートル)の外側にいなければならない。ただし、危険な状態にある競技者の救援または RC からの要請があった場合を除く。
- 22.5 引き続きレースが行われる場合、支援艇は、艇がフィニッシュしてから次の予告信号が発せられるまでの間、次のスタート・ラインの外側で競技者への飲食物およびごみの授受支援を行うことができる。ただし、RC からの要請に基づく場合を除き、その他の物品の授受や、艇の曳航等の支援行為を行ってはならない。
- 22.6 迅速なレース運営のためおよび天候等の状況により、RC から各支援艇に救助等の要請を行う場合、RC 信号艇に繰り返しの短音音響とともに「白色旗」を掲揚するか、運営用無線もしくは登録した支援艇責任者の携帯に救助要請を行う。支援艇は常に RC 信号艇の旗に注意し、捜索救助活動の支援を行うために RC 信号艇に向かう心準備をしていなければならない。
- 22.7 いかなる支援艇も、3 人以下しか搭乗を許可しない
- 22.8 すべての支援艇は曳航ロープ(最低長さ 15 メートル、太さ 8 ミリメートル)を搭載しなければならない。
- 22.9 本 SI 指示 22 の規定のいずれかに違反している疑いがあるとの申し立てを RC およびアンパイアにすることができる。RC は、大会期間中の登録乗員以外のものへの交代を認めることはなく、違反している支援艇を大会会場およびコース・エリアから排除、またはアクセス権を剥奪するように主催団体に指示することができる。

## 23. [DP][NP]ごみの処分

セーラーとして、私たちは私たちの海と沿岸水域を保護し修復することを目指しています。競技者並びに本大会への参加者は故意にゴミを水中に捨ててはならない。ごみは RC 艇や支援艇に渡してもよい。これは RRS55 を変更している。

## 24. 無線通信

緊急の場合を除き、レース中の艇は、無線送信並びにすべての艇が利用できない無線通信の受信をしてはならない。無線通信には音声やデータの通信を含み、この制限は携帯端末・電話にも適用する。

## 21. 賞

レース公示に従い、Japan O' pen Skiff Cup ウイナーおよび各ディヴィジョンの上位者に賞状が与えられる。

## 22. 責任の否認

この大会の競技者は完全に自分自身の責任で参加する。RRS 4(レースをすることの決定)参照。主催団体は、大会前後・期間中に生じた物的損害または人身傷害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。また大会に参加する条件として、各競技者は、大会前後・期間中の物的損害または人身傷害(死亡を含む)に対するすべての賠償請求権を放棄しているものとする。

## 23. 保険

この大会への参加者は、大会レース公示第 22 項に示すとおり、大会で生じる人身傷害、死亡、または他の艇や参加者に対する損害賠償に対応するために十分な保険に加入していなければならない。

## 24. その他順守事項

改めて本帆走指示書に示していなくとも、レース公示第 24 項に示す承認事項を遵守してください。

付録図 A

付録図 B

## 帆走指示書 J

### J1 競技規則の変更

規則の変更は、指示 J2、J3、J4、J5 でも行われる。

#### J1.1 定義および第 2 章と第 4 章の規則の変更

- (a) 定義「プロパー・コース」に以下を追加する。

「ペナルティーを履行またはペナルティーを履行するために操船している艇は、プロパー・コースを帆走していない。」

- (b) 規則 20 が適用される場合、次の腕信号が声をかけることに加えて必要とされる。

(1) 「Room to tack, please (タックするためのルーム)」には、風上を繰り返し、はっきりと指すこと。

(2) 「ユー・タック (タックせよ)」には、相手艇を繰り返し、はっきりと指し、腕を風上へ振ること。

(注: 「Room to tack, please !」 や 「You tack !」 は、英語で表現すること。 — JSAF 告知 — )

#### J1.2 抗議、救済の要求、ペナルティーおよび免罪に関する規則の変更

- (a) RRS 44.1 の最初の文を次のように置き換える。

「レース中のインシデントにおいて、第 2 章の一つ以上の規則 (損傷または傷害をおこした場合の規則 14 を除く)、または規則 31 もしくは規則 42 に違反したかもしれない艇は、RRS44.2 に従って 1 回転ペナルティーを履行する事ができる。」

- (b) 削除

- (c) RRS60.1 を次のように置き換える。

「艇は、指示 J2.1 および J2.4 に従っている場合に限り、他艇を抗議したり救済を要求することができる」

- (d) 規則 61.1(a) の 3 番目の文を削除する。

- (e) 削除

- (f) RRS64.1 の前段の文は次のように置き換える。

プロテスト委員会は、抗議審問の当事者である艇が規則に違反したと判断した場合、失格以外のペナルティーを課し、公平と判断した他の得点を与えることができる。レース中でない艇が規則に違反した場合、プロテスト委員会は、そのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースにペナルティーを適用するか、その他の決定を行うものとする。

- (g) RRS64.1(a) を「艇を免罪することができる規定は審問なしにアンパイアが適用できる」と変更し、この帆走指示書 J の矛盾するいかなる指示にも優先する。

- (h) RRS64.4(b) を次のように置き換える。

「プロテスト委員会は、支援者による規則違反に対する RRS60.3(d) または RRS69 に基づく審問の当事者である艇に、プロテスト委員会がある一つのレースにおける得点に、失格またはそれ以下の変更を加えることによって、艇にペナルティーを課することができる。」

- (i) RRSP1 から P4 は適用しない。

### J2 艇による抗議と救済の要求

- J2.1 レース中、艇は、RRS 第 2 章の規則 (RRS14 を除く)、RRS31 または 42 に基づいて他艇を抗議することができる。ただし、艇は、自らが関与したインシデントに対してのみ、RRS 第 2 章の規則に基づいて、抗議することができる。抗議するためには、その艇は、「プロテスト」と声をかけ、アンパイアがそれと気づくまでの間、頭上に腕を上げなければならない、最初の妥当な機会にこれらを行わなければならない。

(注: 規則 61.1(a) の 「Protest !」 は、英語で表現する。「抗議するよ」 は認められない。 — JSAF 告知 — )

- J2.2 指示 J2.1 の指示の通りに抗議する艇は、アンパイアが海上でインシデントを見るができなかった場合、また



はアンパイアによる判定の信号が発せられなかった場合に限り、審問を受ける資格を得る。この場合 SI 指示 16 に従って艇は、RC フィニッシュ艇に通知した後、書面による抗議を提出しなければならない。インシデントに関与した艇は、RRS44.2 に示されている 1 回転ペナルティーを速やかに履行することにより規則違反を認めることができる。規則に違反し、免罪されない艇が自発的に自主的なペナルティーを履行しない場合には、アンパイアは、そのようないずれの艇にも、ペナルティーを課することができる。

J2.3 フィニッシュ・ラインにおいて、RC は、音響信号1声と共に B 旗を速やかに掲揚する。その 2 分後、B 旗は音響信号1声と共に降下する。

J2.4 次のことをしようとする艇は、フィニッシュ後の B 旗の掲揚前または掲揚中に RC に対し声を掛けなければならない。また、指示 16.3 に規定された締切時間内に抗議または救済要求を提出しなければならない。

(a) 指示 J3.2 または RRS28、または指示 J2.1 にあげられている規則、以外の規則に基づいて他艇を抗議する。

(b) 指示 J2.2 に基づき艇を抗議する。

(c) 損傷または傷害を伴う接触があった場合に、RRS14 に基づいて他艇を抗議する。

(d) 救済を要求する。

指示 J2.3 のタイム・リミットは、指示 J5.5 に基づく抗議にも適用される。プロテスト委員会は妥当な理由がある場合には、タイム・リミットを延長しなければならない。

J2.5 RC は、指示 J2.4 に基づいて行われた抗議または救済要求について、プロテスト委員会に速やかに通知しなければならない。

### J3 アンパイアの信号と課されるペナルティー

J3.1 アンパイアは次のとおりに判定の信号を発する。

(a) 長音一声を伴う緑色と白色の旗は、「ペナルティーを課さない」ことを意味する。

(b) 長音一声を伴う赤色旗は、「ペナルティーが課せられた、または未履行のままである」ことを意味する。アンパイアはそのような艇を特定するために声掛けを行うかまたは信号を発する。

(c) 長音一声を伴う黒色旗は、「艇を失格とする」ことを意味する。アンパイアは、失格とした艇を特定するために声掛けを行うかまたは信号を発する。

J3.2 (a) 指示 J3.1(b)に基づいてペナルティーを課せられた艇は、RRS44.2 に記述されているとおりに、1 回転ペナルティーを履行しなければならない。

(b) 指示 J3.1(c)に基づいて失格とされた艇は、速やかにコース・エリアを離れなければならない。

### J4 アンパイアが発議するペナルティーと抗議、マークの回航または通過

J4.1 艇が以下のいずれかである場合、アンパイアは、他艇による抗議なしにその艇にペナルティーを課することができる。

(a) RRS31 に違反し、ペナルティーを履行しない、

(b) RRS42 に違反する、

(c) ペナルティーを履行したのも関わらず有利となる、

(d) 故意に規則を破る、

(e) スポーツマンシップの違反を犯す、

(f) 指示 J3.2 に従わないか、またはアンパイアにペナルティーの履行を求められた場合にそれを履行しない、

(g) 規則 14 を除く第 2 章の規則に違反し、艇間に接触がある、または

(h) 必要なフリー・スタイル動作を完了できていない場合、

アンパイアは、規則 44.2 に従って 1 つ以上の 1 回転ペナルティーを課ことができ、それぞれは指示 J3.1(b)に

従って信号を発するか、指示 J3.1(c)に基づいてその艇を失格とするかであり、さらなる措置を講じることを求めてインシデントをプロテスト委員会に報告することができる。艇がペナルティーを履行しない、またはペナルティーを不正確に履行したことに對し、指示 J4.1(f)に基づいてペナルティーを課される場合、元のペナルティーは取り消される。

J4.2 RRS28.2 の最後の文を次のように変更する。

「艇は、この規則に従うために、次のマークを回航する前、またはフィニッシュする前に限り、誤りを正すことができる。」 この誤りを正さない艇は、指示 J3.1(c)に基づき失格となる。

J4.3 自身の観察またはいかなる情報源からでも、受け取った報告に基づき、艇が指示 J3.2 もしくは RRS28 に違反したかもしれない、または指示 J2.1 に挙げられた規則以外の規則に違反したかもしれないと判定したアンパイアは、RRS60.3 に基づく処置を求めてプロテスト委員会に通知することができる。ただし、アンパイアは、損傷や傷害がある場合を除き、RRS14 違反の申し立てをプロテスト委員会に通告することはない。

J5 抗議、救済要求または審問の再開、上告、その他の手続き

J5.1 アンパイアが処置したこと、処置しなかったことに関して、いかなる種類の手続も行うことはできない。ただし指示 J2.2 に基づき抗議書を提出する場合を除く。

J5.2 艇は、アンパイアまたはプロテスト委員会の不適切な処置、不作為、またはアンパイアの判定についての申し立てを上告の根拠とすることはできない。審問の当事者は、プロテスト委員会の判決を上告の根拠とすることはできない。RRS66 の 3 番目の文を、「審問の当事者は審問の再開を要求できない」に変更する。

J5.3 (a) 艇が指示 J2.2 に基づき審問を受ける場合を除き、抗議および救済の要求は、書面で行う必要はない。  
(b) プロテスト委員会は、適切と考える方法で、被抗議者に通知し、審問をスケジュールすることができ、これを口頭で伝えることができる。  
(c) プロテスト委員会は、適切と考える方法で証言を取り、審問を実施することができ、その判決を口頭で伝えることができる。  
(d) プロテスト委員会は、規則違反がレースの結果に影響を及ぼさないと判断した場合、整数もしくは分数の得点ペナルティーを課すか、または公平であると判断する別の調整を行うことができ、別の調整にはペナルティーを課さないということもあり得る。  
(e) プロテスト委員会が指示 J5.3 に基づき艇にペナルティーを課した場合、または標準ペナルティーが適用される場合には、他のすべての艇に、ペナルティーを課された艇の得点の変更について通告される。

J5.4 レース委員会は、艇が RRS28 に従ったコースを帆走せず、かつアンパイアが指示 J4.2 に従い艇を失格にしない場合を除き、艇を抗議することはない。

J5.5 プロテスト委員会は、RRS60.3 に基づいて艇を抗議することができる。ただし、指示 J3.2 もしくは RRS28、または指示 J2.1 に上げられている規則の違反、または損傷もしくは傷害がない限り、RRS14 の違反に関して艇を抗議することはない。

J5.6 テクニカル委員会は、艇または個人用装備がクラス規則、RRS43、または大会の装備規則の規則(存在する場合)に従っていないと判断した場合にのみ、RRS60.4 に基づいて抗議する。そのような場合、テクニカル委員会が抗議するものとする。